

令和2年度

教教第23号

小中学校施設長寿命化計画策定業務

業務実施設計書

小矢部市

令和2年度

小矢部市役所

課長

課長補佐

設計

精算

浄書

# 設 計 書

## 小矢部市 一円 地内

### 小中学校施設長寿命化計画策定業務

工事金

円

(うち消費税及び地方消費税相当額

円)

業務

小中学校施設長寿命化計画策定業務

- ・施設の現状調査 9校 (小学校5校 中学校4校)
- ・改修方法の立案 9校 (小学校5校 中学校4校)
- ・改修実施計画の作成 一式
- ・小中学校施設長寿命化計画の作成 一式

大要







# 小中学校施設長寿命化計画策定業務仕様書

## 1 業務名

小中学校施設長寿命化計画策定業務

## 2 適用範囲

本仕様書は、小矢部市（以下、「発注者」という。）と受託者が行う「小中学校施設長寿命化計画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 3 業務の目的

本業務は、「小中学校施設長寿命化計画」（以下「本計画」という。）を策定することを目的とする。

## 4 業務の期間

契約締結日の翌日から令和2年11月30日までとする。

## 5 業務の対象範囲

(1) 本業務の対象施設は、小学校5校、中学校4校、及びその施設に附帯するすべての設備及び工作物とする。

(参考) 別紙、「学校施設の整備経過と現況」一覧

(2) 本業務の対象箇所は、屋上防水、外装、内装、機械設備、電気設備等とする。

## 6 業務計画

受託者は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を明らかにした業務計画書を提出し、発注者の承認を受けるものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

(1) 業務着手届

(2) 業務計画書

(3) 業務工程表

(4) 配置技術者届出書（経歴書も併せて提出すること）

(5) その他必要書類

## 7 業務の内容

本業務における各作業は、文部科学省作成の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を参考にして、「小矢部市公共施設等総合管理計画」に基づき、概ね以下に掲げる手順に沿って進めるものとする。

### (1) 施設の現状調査

学校施設の現状を現地調査の結果等をもとに把握し、劣化状況評価を行う。  
なお、調査の実施にあたっては、建築の専門的な知識を有する技術者が実施するものとする。

#### ① 保有状況の集計・分析

学校施設の保有状況を把握し、維持費、運営状況、活用状況及び生徒数の推移などを含めて施設整備の特性を分析する。

#### ② 現地調査

学校施設に対し、現地調査を行う。調査を行い代表的な劣化については箇所を記録するとともに写真を記録する。また、各学校への聞き取りも併せて行う。

#### ③ 劣化状況の集計・分析

劣化状況や各部の仕様等の調査結果をグラフ等で可視化して整理し、劣化状況の分析・評価を行う。

#### ④ コンクリート中性化試験等の耐久性試験の実施

対象の各学校において、必要に応じて、コンクリート中性化試験等の耐久性試験を実施するものとする。なお、試験内容及び箇所については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

#### ⑤ 本市の実情の勘案

小中学校再編推進計画に基づき、長寿命化を図らない施設を勘案するものとする。

### (2) 整備に係る基本的な方針の策定

#### ① 財政制約ラインの検討

#### ② 保全優先度の設定

- ③ 目標耐用年数の設定
- ④ 維持管理レベルの設定
- ⑤ 整備レベルの設定

### (3) 改修方法の立案

- ① 老朽化状況の実態を踏まえた課題を解決するための、改修方法を検討するものとする。
- ② 選定した改修方法の概算工事費を算定するものとする。

概算工事費の算定に用いる材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格を採用する。また市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」を採用する。

なお、これらに記載の無いものについては、見積等を徴収し算定するものとする。

- ③ 選定した改修方法について、予防保全、事後保全又は機能性の向上を区別するものとする。
- ④ 目標耐用年数到来時に、建替及び解体に要する費用を算定するものとする。

### (4) 改修実施計画の作成

- ① 計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和32年度（2051年度）までとする。
- ② 選定した改修方法について、改修周期等に応じた優先順位を付けるものとする。

### (5) 小中学校施設長寿命化計画の作成

小中学校施設長寿命化計画の構成については以下に示すとおりとする。

- ① 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等
- ② 学校施設の目指すべき姿
- ③ 学校施設の実態
  - ア 学校施設の運営状況・活用状況等の実態
  - イ 学校施設の老朽化状況の実態



④学校施設整備の基本的な方針等

ア 学校施設規模・配置計画等の方針

イ 改修等の基本的な方針

⑤基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

ア 改修等の整備水準

イ 維持管理の項目・手法等

⑥長寿命化の実施計画

ア 改修等の優先順位付けと実施計画

イ 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果

⑦長寿命化計画の継続的運用

ア 情報基盤の整備と活用

イ 推進体制等の整備

ウ フォローアップ

(6) その他提案による業務

提案者独自の自由な視点や発想あるいは過去の業務実績等に基づき、本業務全体の目的達成に資すると考えられる業務を提案する。

## 8 関連計画

小矢部市公共施設等総合管理計画

小矢部市公共施設再編計画

## 9 貸与資料

発注者は、本業務の実施にあたり必要な図書及びその他関連資料を受託者に貸与するものとする。また、受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し業務完了後速やかに返却するものとする。なお、貸与された資料については、その重要性を勘案し第三者に貸与等をさせてはならず取扱い及び保管に注意するものとする。

## 10 報告、協議

本業務の遂行にあたっては、随時発注者に報告しながら進めること。また、疑義・

問題点については、その都度発注者と協議し効率的かつ迅速な対応に努めること。

## 11 再委託又は下請けの禁止

本業務の契約にあたり、受注者が第三者に業務を委託することはできない。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託先を発注者に提示して承認を得た場合は、この限りではない。また、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決するものとする。

## 12 成果品について

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 小矢部市学校施設長寿命化計画（A4 縦版、簡易製本） 2 部
- (2) 小矢部市学校施設長寿命化計画概要版（A4 縦版） 30 部
- (3) 計画策定に関する調査資料 一式
- (4) 打合せ協議記録簿 一式
- (5) 指導・助言に係る報告書及び資料 一式
- (6) 電子データ（Word JWCAD PDF 形式 CD-R 又は DVD-R） 1 部
- (7) その他発注者が必要と認める関連資料 一式

## 13 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

## 14 成果の補足、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、発注者の指示により、補足及び修正を行うこととし、その費用については受託者の負担とする。

## 15 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を、第三者に漏らしてはならない。

## 16 個人情報の取り扱い

本業務の遂行にあたっては、個人情報の取り扱いについて十分注意すること。

## 17 その他留意事項

本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には発注者と受託者が協議するものとし、業務を円滑に実施することとする。

表2 学校施設の整備経過と現況

学校別に、校舎・体育館・グラウンドなどの整備年度と規模（面積）を記載しています。

①小中学校校舎・体育館の整備経過と現況

学校名	区分	面積	整備年	大規模改修実施年	経過年数 (2019時点)		耐震化	普通教室 エアコン 整備年度	プール
					整備年 以降	大規模 改造以降			
石動小学校	校舎	6,336㎡	H25(2013)	未実施	6年	/	対応済	H28年	市民プール を利用
	体育館	2,321㎡							
東部小学校	校舎	3,466㎡	S35(1960)	H25年	59年	7年経過	対応済	H25年	市民プール を利用
	体育館	1,370㎡							
大谷小学校	校舎	3,882㎡	S41(1966)	H25年	53年	7年経過	対応済	H25年	S44整備
	体育館	1,345㎡							
津沢小学校	校舎	6,000㎡	S55(1980)	H17年	39年	15年経過	対応済	H27年	S60整備
	体育館	1,271㎡							
蟹谷小学校	校舎	4,157㎡	S54(1979)	H14年	40年	17年経過	対応済	H27年	H1整備
	体育館	1,249㎡							
石動中学校	校舎	8,761㎡	S59(1984)	未実施	35年	/	対応済	H23年	無
	体育館	947㎡ 市民体育館も利用							
大谷中学校	校舎	4,742㎡	S59(1984)	未実施	35年	/	対応済	H23年	無
	体育館	1,077㎡							
津沢中学校	校舎	5,039㎡	H3(1991)	未実施	28年	/	対応済	H23年	無
	体育館	1,516㎡							
蟹谷中学校	校舎	4,970㎡	H1(1989)	未実施	30年	/	対応済	H23年	無
	体育館	1,297㎡							

②市内小中学校敷地の現況

小学校名	整備年	面積	中学校名	整備年	面積
石動小学校	S41、H25	20,009㎡	石動中学校	S24、S59	18,577㎡
東部小学校	S35	17,174㎡			
大谷小学校	S41	32,325㎡	大谷中学校	S57	41,481㎡
蟹谷小学校	S53	43,228㎡	蟹谷中学校	H1	81,490㎡
津沢小学校	S55	24,972㎡	津沢中学校	S25、H3	38,183㎡

※なお、税法上の耐用年数は、次のとおりとされています。

【鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造】

事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの 50年

住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 47年

(大規模改修後の耐用年数については規定がありませんが、概ね15年～20年の寿命延長につながると推測されます。)

別記

## 個人情報取扱事務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、委託事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、委託事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(安全確保の措置)

第5 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第6 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においても当該委託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還及び廃棄)

第8 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録され

た資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前記の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（取扱状況の報告及び調査）

- 第9 甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

（指示）

- 第10 甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正であると認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

（事故報告）

- 第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害のために生じた経費の負担）

- 第12 委託事務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

（名称等の公表）

- 第13 甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

(1) 第2の規定に違反し、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用したとき。

(2) 第4の規定に違反し、目的以外の目的のために利用し、又は提供したとき。

(3) 第5の規定に違反し、必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。

(4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。

(5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公益上の必要があると認められるとき。